

下水道のお知らせ

9月10日は「下水道の日」

平成25年度下水道推進標語

下水道 水が笑顔になれる道

今年度下水道工事箇所

今年度の下水道工事箇所は次のとおりです。

周辺住民の皆さんのご協力をお願いします。

▼二本松処理区

管渠布設：市海道、茶園一丁目

目地内ほか（約1km）

舗装復旧：金色、向原、金色

久保、作田地内（約3km）

利用しましょう『下水道』

下水道の効果

トイレをさわやかにします

清潔で快適な水洗トイレが

使用できるようになります。

また、くみ取りの心配や浄化

槽の管理といった煩わしさか

ら解放されます。

まちをきれいにします

汚水が側溝に流れ出ないの

で、悪臭がなくなります。

また、蚊やハエなどの発生を防ぎ、伝染病の予防にも役立ちます。

川をきれいにします

汚水を下水処理場できれい

にして川へ流すので水環境が

改善されます。

二本松の美しい自然を次の

世代に残しましょう。

下水道は

正しくお使いください

異物や油等が下水道に流れ

ると、排水管の詰まりや処理

施設の機能を低下させる要因

となります。

下水道へは異物や油を流さ

ないようにしましょう。

下水道接続は

皆さんの義務です

下水道の効果は、下水道供

用（下水道が利用できる）区域

内の皆さんが下水道を利用す

ることにより初めて發揮され

るものです。



そのため、法律により下水道への接続が義務づけられています。

《法律のポイント》

下水道への接続義務

（下水道法第10条第1項）

現在、浄化槽が設置されて

いる建物の所有者は、供用後

遅滞なく、排水設備を設置し

下水道へ接続しなければなり

ません。

水洗便所への改造義務

（下水道法第11条の3第1項）

くみ取り便所がある建物の

所有者は、供用開始から3年

以内に水洗便所に改造し下水

道に接続しなければなりません。

建物を新築、増改築される方

の義務（建築基準法第31条）

下水道供用区域内で、新

築、増改築される方は下水道

に接続された水洗便所以外は

使用できません。

排水設備工事の融資に

対する利子を負担します

くみ取り便所から水洗便所

への改造工事または下水道への接続工事を行う場合、金融機関から資金の融資を受ける際の利子を市が負担します。

融資金額、融資金限度額、手続き等、詳しくは左記へお問い合わせください。

浄化槽雨水貯留施設

転用助成金制度

下水道接続により不用とな

った浄化槽は基本的に撤去し

ていただくようになりますが、

浄化槽を雨水貯留施設に改造

し、庭木などの水やりとして

利用することができます。

市では、この改造にかかっ

た費用の一部を助成する制度

を設けています。

助成金額

費用の2分の1以内

（5万円を限度とします）

下水道まつりイベント

「下水道まつり」は、震災の

影響により、一昨年度から引

き続き、今年度も中止します。

◎問い合わせ：

下水道課下水道管理係

☎(55)51388

不要になった農機具やピアノ買い取りしてます

※その場で現金をお支払いします。

古くても動かなくても買い取り可能です。 東南アジアで再び活躍させてください。

耕運機・トラクター・管理機・コンバイン・発動機・発電機・草刈り機・チェーンソー・揚水機・その他の農機具はご相談ください。ピアノ（YAMAHA、KAWAI、その他）電子ピアノの故障品は買い取り対象外です。

※状態によっては買取できない物もあります。拝見させていただきます。 ※農機具やピアノの片付けは安心な地元業者の当店にお任せください。

資源を大切に合言葉に

二本松市冠木15-1
営業時間10:00~18:00

リサイクル Van Van二本松店 ☎0243-23-5922